

別添4 早期乾乳緊急促進事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人中央酪農会議とする。

第2 事業の内容

事業実施主体は、第3の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「取組主体」という。)が2及び3の取組を行うために必要な経費について補助するものとする。また、1から3までの取組を実施する。

1 早期乾乳技術の促進

早期乾乳を実施するために必要な飼養管理技術等に関する研修会、オンライン講習会等の開催、機関紙における記事掲載等の技術の普及推進、酪農経営の実態や経営意向を把握するための全国の酪農家を対象とする実態調査に係る取組(以下「研修会等」という。)の実施

2 奨励金の交付

研修会等により早期乾乳を実施するために必要な飼養管理技術等を理解した旨の報告を提出した酪農経営体に対し、早期乾乳の取組に向けた奨励金の交付

3 事業の推進

1及び2の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等

第3 事業の要件

1 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次の事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 持続的な生乳生産に関する事項
- (4) 会計並びに補助金の管理及び用途に関する事項
- (5) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 奨励金交付対象者

- (1) 第2の2の奨励金の交付対象となる酪農経営体は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に生産される生乳について、生乳の生産抑制を計画している生乳流通事業者と受託販売契約又は買取販売契約を締結する酪農経営体に限るものとする。また、3に規定する乳用経産牛を飼養する酪農経営体は、乳用経産牛に係る牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置

法（平成 15 年法律第 72 号。以下「牛個体識別法」という。）第 2 条第 2 項に規定する管理者であることとする。

- (2) (1) の酪農経営体が法人の場合にあつては、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 51 に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行う者を除く。）は、これに該当しないものとする。

3 奨励金交付対象牛等

奨励金交付対象牛は、牛個体識別法第 3 条第 1 項に規定する牛個体識別台帳における令和 5 年 4 月 1 日時点の乳用経産牛とする。また、奨励金交付対象頭数は、事業に参加する酪農経営体における令和 5 年 4 月 1 日時点の飼養頭数とする。なお、令和 5 年 4 月 1 日以降に新規就農した酪農経営体においては、新規就農した翌月 1 日時点の飼養頭数とする。

4 みどりのチェックシート

事業実施主体又は取組主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和 4 年 10 月 31 日付け 4 畜産第 1660 号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に 1 回以上、取組主体又は事業に参加する酪農経営体にチェックシートの作成を指導すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

5 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体又は取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業に参加する酪農経営体に対し、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済等への積極的な加入を促すものとする。

6 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

事業実施主体又は取組主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする酪農経営体が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

- (1) 令和 5 年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）第 2 の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- (2) 令和 4 年度及び令和 5 年度のいずれも契約を締結していない者であること
- (3) 令和 4 年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和 5 年度に契約を締結していない者であること。

第4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補填金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成して、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、事業実施主体が事業に参加する酪農経営体のみに対して直接に奨励金を交付する場合に限り、事業実施要領の全部又は一部の作成を省略できるものとする。

2 取組報告書の作成

- (1) 事業に参加する酪農経営体は、別添様式により、研修会等により早期乾乳を実施するために必要な飼養管理技術等を理解した旨の報告書（以下「取組報告書」という。）を作成の上、取組主体又は事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 取組主体は、事業に参加する酪農経営体から提出のあった取組報告書を取りまとめ、自らの事業実施計画と併せ、事業実施主体に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、取組主体から提出された取組報告書を取りまとめ、それぞれの取組主体が管轄する地域の区域内全ての都道府県知事に提出するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結するものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助額により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、第5の2により提出された取組報告書及び事業実施計画を取りまとめ、自らの事業実施計画と併せ、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 取組主体は、事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、取組主体から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第8 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携、事業に参加する酪農経営体に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 取組主体及び事業に参加する酪農経営体は、事業実施主体又は都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び取組主体又は事業に参加する酪農経営体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体及び取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第11 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができる。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助額
1 早期乾乳技術の促進	事業実施主体が、早期乾乳を実施するために必要な飼養管理技術等に関する研修会、オンライン講習会等の開催、機関紙における記事掲載等の技術の普及推進、酪農経営の実態や経営意向を把握するための全国の酪農家を対象とする実態調査を行うのに要する経費	定額
2 奨励金の交付	事業実施主体又は取組主体が、事業に参加する酪農経営体に対して奨励金を交付するのに要する経費	定額 1頭当たり 1,550 円以内
3 事業の推進	1 及び 2 の事業を円滑に実施するための会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）を下記
のとおり実施したいので、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添4の第7の1の規
定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添「令和 年度早期乾乳緊急促進事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 早期乾乳技術の促進				
2 奨励金の交付				

3 事業の推進				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

6 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

1 早期乾乳技術の促進に要する経費

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		費目	積算基礎
		機構補助金	その他		
合計					

注1：「費目」は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、教材作成費、調査費等とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

注2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

2 奨励金の交付に要する経費

(単位：頭、円)

都道府県	取組主体名	酪農経営体戸数	対象頭数①	奨励金単価②	交付金額③ (①×②)	負担区分		備考
						機構補助金	その他	

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

注1：事業実施主体自らが取り組む場合には、取組主体名欄に事業実施主体名を記載すること。

3 事業の推進

(単位：円)

都道府県	取組主体名	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
				機構補助金	その他		
		合計					

注1：「費目」は、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料等とし、「積算基礎」に詳細を記載すること。

注2：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

注3：事業実施主体自らが取り組む場合には、取組主体名欄に事業実施主体名を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）の実施について、下記のと
おり変更したいので承認されたく、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添4の第7
の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別添「早期乾乳緊急促進事業実施計画」のとおり

（注）別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう
二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）について、下記のとおり
金 円を概算払により交付されたく、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別
添4の第7の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が
明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）について、下記のとおり実
施したので、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添4の第7の4の（2）の規定に
基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「早期乾乳緊急促進事業実績報告書」のとおり。

(注) 別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度酪農緊急パワーアップ事業（早期乾乳緊急促進事業）補助金について、酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添4の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料